



交通安全の価値を考える



小林 眞

愛知県春日井警察署長等を歴任し、平成28年より「AAKK」専務理事。「安全運転を習慣とすること、そのための努力を惜しまないこと」を提案している。

第40回

法(規則)が規制するもの

令和3年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転による交通死亡事故を踏まえ、国は道路交通法施行規則を改正した。

これまで、安全運転管理者には、運転前に飲酒により正常な運転をするこ
とができないおそれがあるかどうかを
確認すること等は義務付けられていた
ものの、運転後の酒気帯びの有無を確
認することやその確認内容を記録する
ことは義務付けられておらず、その確
認方法も具体的に定められていなかった。

今回の改正内容については、

1 令和4年4月1日から施行され
るもの

(1) 運転前後の運転者の状態を目視等
で確認することにより、酒気帯び
の有無を確認すること

(2) その内容を記録し、1年間保存す
ること

2 令和4年10月1日から施行される
もの

(1) 上記の確認を、アルコール検知器
を用いて行うこと

(2) アルコール検知器を常時有効に保
持すること
などである。

さて、刑法が「殺人罪」を定めてい
るのは、それが人として許されない行
為だからである。国民が安心して暮ら

していくためには、相応の社会秩序が
維持されていなければならないが、道
徳的・社会的な批判では足りず、国が
刑罰を持って対処しなければならぬ
悪質な人の行為、その類型が犯罪であ
る。

こうした処罰される行為を明確にす
ることによって国民の自由や権利を保
障する、これが刑事法の役割のひとつ
である。つまり、刑法といえども人の
行為を規制することを目的とするので
はない。刑事法とは、国民がその法を
遵守することによって社会秩序を維持
し、安全で公平な社会を実現しようと
する国の制度である。

したがって、人は法に拘束されるも
のではない。法を作り、執行すること
で社会秩序を維持すること、それは国
のためではなく国民のための仕組みだ
からである。新たな法(刑罰)の新設
とは、社会の仕組みを変化させること
によってより安全で公平な社会を実現
しようとする国の国民に向けた施策の
提案である。

道路交通法(施行規則)は行政法令
であることから、なおさら人の行動を
規制しようとするものではない。今回
の改正であれば、企業経営者や安全運
転管理者、運転者などに対してそれぞ
れの立場から改正された内容の遵守を
呼びかけ、これを実践することを通じ

て安全で快適な交通環境を実現しよう
とするものである。

刑法にはすべて罰則が付されている
が、道路交通法施行規則には罰則のな
い義務規定も存在する。このことは、
同規則が安全運転管理者等に罰則を
持つて行為を強制したり行動を規制す
るものではなく、企業の社会的責任に
基づいた新しい施策・対策への参画を
呼びかけ、企業・国民の積極的な参画
を通じて新しい交通環境の実現を目的
とするものであることを示している。

法(規則)の改正が目的とする新た
な制度の実現とは、過去の反省すべき
交通事故への対応を通じて安全で快適
な交通環境を実現することにある。

交通事故は過失によって発生するが、
飲酒して運転する行為は故意であり、
厳しく批判されるべきは当然である。
そして、それは「ながら運転」も同じ
であり、スマホを操作しながら運転す
る行為が故意であることを考えれば、
同様に厳しく批判されるべきである。

この機会に、私たちは飲酒運転への
対策にとどまらず、「ながら運転」へ
の対策を含めた安全運転管理に取り組
むべきである。あの交通事故の反省教
訓とは、新しい安全運転管理の実現を
私たち自身の目的とすることであり、
全国の安全運転管理者と共に安全な交
通環境を実現することである。